

姫路市地域公共交通会議規則の一部改正について

新 旧 対 照 表

(姫路市地域公共交通会議規則)

現 行	改 正 案
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく<u>持続可能な地域公共交通網の形成</u>を図るために必要な事項</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく<u>地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保</u>を図るために必要な事項</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

改正理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）が改正されることに伴い、対応する本規則の条文を改めるもの

参考法令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）新旧対照表（抜粋）

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、（中略）、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の基本理念にのっとり、地方公共団体による<u>地域公共交通網形成計画</u>の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、持続可能な地域公共交通網の形成に資するような地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、（中略）、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の基本理念にのっとり、地方公共団体による<u>地域公共交通計画</u>の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するような地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>